

別添 2

1 郵便入札無効の要件

(1) 光市財務規則（平成16年光市規則第47号）、光市建設工事等競争入札心得第11項又は光市物品調達等競争入札心得第10項に定めるもののほか、次のいずれかに該当する郵便入札は、無効とする。

- ア 入札書等を郵便以外の方法で送付した入札
- イ 入札書等が到着期限を過ぎて到着した入札
- ウ 入札書と同封して郵送する必要がある書類のうち、同封されていないものがある入札
- エ 同一の入札参加者名による入札書等が2通以上送付された入札
- オ 代理人の記名押印がある入札

(2) 到着した入札書等が無効の場合であっても、これを返却しない。

2 郵便入札の立会い等について

入札参加者は、入札の開札に立ち会うことができます。

入札参加者が立会いを希望するときは、入札日の前日の正午までにファクシミリで入札監理課に申込みをしてください。

立会いについては、感染症防止対策等のため、やむを得ず行わないことがあります。ただし、この場合は、当該開札に関係のない市の職員を立ち合わせます。